

京都市訓令甲第 5 号
序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和4年8月12日

京都市長 門 川 大 作

別表第2地域企業イノベーション推進室長の項に次の2号を加える。

- (3) 京都市中小企業等総合支援補助金に係る交付決定その他の決定及びこれに伴う経費の支出決定に関する事。
- (4) 京都市商店街等消費者還元支援事業補助金に係る交付決定その他の決定及びこれに伴う経費の支出決定に関する事。

別表第2クリエイティブ産業振興室長の項に次の1号を加える。

- (2) 京都市伝統産業製品販売強化等支援事業補助金に係る交付決定その他の決定及びこれに伴う経費の支出決定に関する事。

別表第2農林振興室長の項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 京都市農業者等経営改善支援事業補助金に係る交付決定その他の決定及びこれに伴う経費の支出決定に関する事。

別表第2障害保健福祉推進室長の項に次の1号を加える。

- (9) 成年後見制度利用支援事業に係る成年後見人等に対する報酬の支出決定に関する事。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)